

群馬大学共同教育学部常置委員会に関する内規

令和2.4.1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学共同教育学部教授会規程第7条第2項の規定に基づき、群馬大学教育学部（以下「本学部」という。）の常置委員会に関し必要な事項を定める。

(常置委員会)

第2条 本学部に次の常置委員会を置く。

- (1) 人事・予算委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 学生支援委員会
- (4) 入学試験委員会
- (5) 国際交流委員会

(委員長)

第3条 常置委員会の各委員長は、本学部教授会構成員の中から選挙をもって選出する。

2 各委員長の選挙は同時に行い、上位得票者を当選者とし、同点の場合は抽せんとする。

(組 織)

第4条 常置委員会の委員長以外の委員は、講座等を次の4部に区分し、各部に所属する専任教員の中からそれぞれ選出する。ただし、入学試験委員会委員については、各講座に所属する専任教員の中から選出するものとする。

第1部 国語教育講座，社会科教育講座，英語教育講座

第2部 数学教育講座，理科教育講座，技術教育講座

第3部 音楽教育講座，美術教育講座，家政教育講座，保健体育講座

第4部 特別支援教育講座，学校教育講座，附属教育実践センター

(選挙管理)

第5条 常置委員会の委員長の選挙管理は、事務長がこれに当たる。

(雑 則)

第6条 各常置委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。